

金沢市東斎場庭園管理業務委託仕様書

1. 業務名
金沢市東斎場庭園管理業務委託
2. 施設の名称及び所在地
金沢市東斎場
金沢市鳴和台360番地
3. 業務内容
別紙設計書のとおり
4. 委託期間
令和8年6月1日～令和11年5月31日
5. 作業期日
 - ① ◆人力抜根除草

1回目	5月10日から6月上旬まで
2回目	7月1日から7月20日まで
3回目	9月1日から9月30日まで

◆人力清掃	
4月～5月	計4回
6月～3月	計20回

◆池清掃工	
4月～5月	計1回
6月～3月	計3回

・除草清掃工、剪定工、雪吊工、施肥工、病虫害防除工については「金沢市緑地等維持管理業務委託共通仕様書」の作業期日に基づき実施すること。
 - ② 樹木の花期や生育状況等、上記作業期日によりがたい場合は監督員と協議し作業を行うこと。
6. 法令等の遵守
受託者は、業務遂行に当たり、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。
7. その他
 - ① 受託者は、業務遂行に当たり、市職員の指示に従うこと。
 - ② 受託者は、委託者に毎月作業報告書を提出すること。
 - ③ 本仕様書以外の事項については、「金沢市緑地等維持管理業務委託共通仕様書」に基づき実施すること。
 - ④ その他不明の点については、委託者は受託者と協議の上解決するものとする。
8. 支払方法
契約書のとおり

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変更前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変更前契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 第1項の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の初日を基本とする。以下この条において同じ。）における賃金水準及び物価水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」を「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と、第2項中「変更前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。）との差額」を「変動前算出額（直前の基準日における賃金及び物価を基礎として算出した変動後算出額をいう。）と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前算出額に相応する額をいう。）との差額」と読み替えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないものとする。
- 6 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(別紙2)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る 特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額に対応する直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費に相当する額とする。(ただし、第6項に係る費用を除く。)
- 2 本業務における直接人件費とは、受注者が本業務に直接従事する者に、本業務に従事した対償として支払う、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。
なお、本業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。
- 3 本業務における直接物品費とは、直接業務に従事する者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用をいう。
- 4 本業務における業務管理費とは、本業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な前2項及び次項の費用を除く費用をいう。
- 5 本業務における一般管理費とは、企業を維持経営していくために必要な前3項の費用を除く費用をいう。
- 6 本業務における機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに要する費用は、変動の対象とならない。
- 7 本業務における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価(該当労務単価：公共工事設計労務単価)
- 石川県最低賃金(以下、最低賃金という。)

(2) 物価水準

- 石川県又は金沢市が設定する資材単価や物価資料等の単価
- 労務単価を基に算出した経費
- 消費者物価指数 全国(生鮮食品を除く総合)(以下、物価指数という。)

- 8 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出
- 受注者から提出された内訳書による算出

(ただし、直接人件費については、受注者の内訳書中の直接人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費については、受注者の内訳書中の直接物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。)